

平成24年8月24日  
まちづくり委員会資料

## 財団法人川崎市まちづくり公社の 公益法人制度改革への対応について

### <資料目次>

- ・ 財団法人川崎市まちづくり公社の概要 . . . 1 ページ
- ・ 公益法人制度改革の概要 . . . 2 ページ
- ・ 川崎市まちづくり公社の公益法人制度改革への対応 . . . 3 ページ

# 1 財団法人川崎市まちづくり公社の概要

設立 昭和28年12月24日  
 所在地 川崎市川崎区宮本町3番地4電公ビル3階  
 基本財産 500,000千円  
 本市出捐状況 481,000千円(96.2%) ※その他3.8%は決算余剰金組入れ(19,000千円)  
 設立目的 川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査及び研究並びに都市環境に適した施設等の整備を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

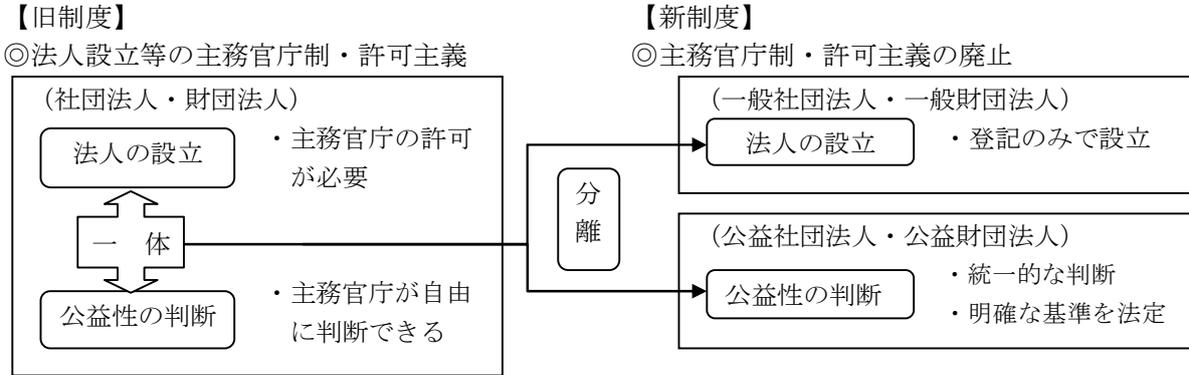
## 事業構成

寄附行為第4条	事業名	主な事業内容
(1) 良好な都市環境の形成に関する調査及び研究	まちづくり調査事業	川崎市のまちづくりに関する施策を検討する段階において、良好な都市環境の形成のために、その事業手法に関する事項について調査研究を行う。
(2) 都市環境に適した施設等の整備に関する相談及び情報提供	施設相談事業 ・まちづくりコンサルタントの派遣 ・一般住宅相談(住宅相談、マンション管理相談) ・マンション管理講座	良好な市街地環境の形成への誘導を図り、活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するため、住宅に関する各種事業を行う。
(3) 都市環境に適した施設等の建設等に必要資金の貸付及びあっせん	住宅資金融資受託事業	川崎市の住宅事情の緩和及び良好な住環境の向上に資することを目的に実施した川崎市住宅資金融資について、既貸付者への回収業務を行う。
(4) 良好な都市環境の形成のために必要な土地、施設等の取得、造成、建設、貸与、管理及び処分	再開発施設管理運営事業 ・ノクティ共有店舗床、業務床、駐車場 ・クレール溝口	市内拠点地区における都市機能整備のための施設の建設、取得、管理運営等を行う。
	都市施設管理運営事業 ・クレール小杉 ・新百合21ビル等	
(5) 良好な都市環境の形成のために必要な施設等の設計、工事監理、建設及び管理の受託並びに土地取得のあっせん	優良ビル建設資金等融資事業	良好な都市環境の形成と整備を図るために建設したビルに関する資金融資の回収及び償還についての業務を行う。
(6) 公共施設又は公共的な施設の設計、工事監理、建設及び管理の受託	公共施設等整備受託事業	公共施設又は公共的な施設の設計、工事監理業務等を受託し、市の施設整備について側面から支援する。
	新川崎創造のもり事業	新川崎地区土地利用計画に基づき、地域産業の振興につながる産官学連携による研究開発拠点として建設した先端技術研究施設の管理運営を行う。
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		

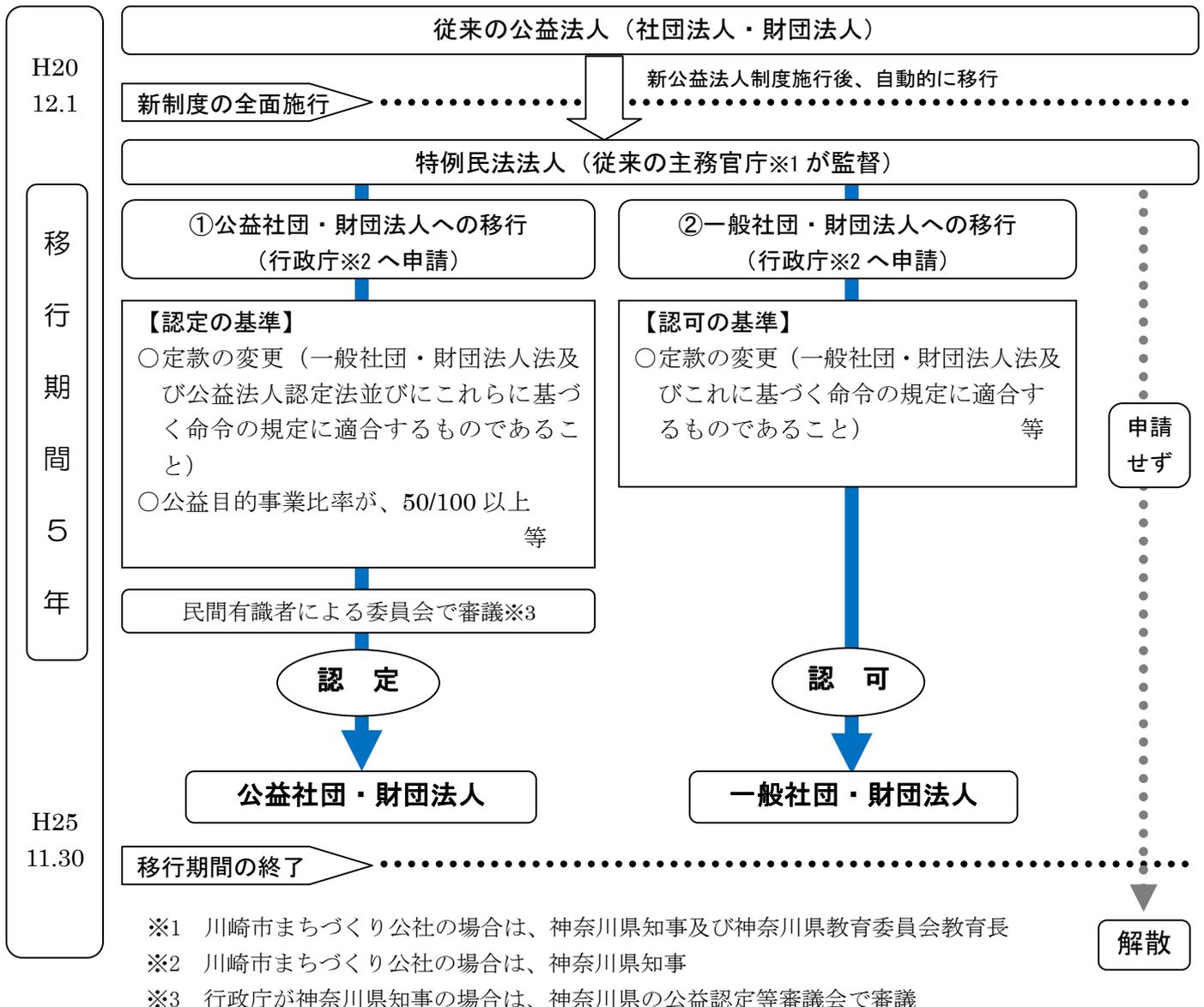
## 2 公益法人制度改革の概要

公益法人制度改革とは、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、平成 12 年から平成 18 年にかけて行われた制度改革です。平成 18 年 3 月にいわゆる公益法人制度改革関連 3 法が国会で成立し、平成 20 年 12 月 1 日に施行となりました。

### (1) 公益制度法人改革のポイント



### (2) 特例民法法人から新法人への移行について



### 3 川崎市まちづくり公社の公益法人制度改革への対応

#### (1) 移行形態について

- ・ これまで、まちづくり公社は、本市のまちづくり行政における補完的役割を果たすための諸施策を積極的に実施してきました。
- ・ まちづくり公社の設立目的は公益的なものであり、今後も本市まちづくり行政における補完的役割を果たしていくとの視点から、同公社と本市において公益法人制度改革への対応を検討してきました。
- ・ まちづくり公社の実施事業について、まちづくり公社において公益法人認定法第2条で規定する公益目的事業の該当の可否について検討したところ、同公社の公益目的事業比率が公益認定基準となる50%を下回るという試算結果となりました。(平成23年度決算で13.2%)

#### **一般財団法人への移行が妥当と判断しました。**

- ・ ただし、公益的性格の法人であることから、剰余金の分配を行わないこと及び法人解散時には資産は本市に寄附することを定款に規定し、非営利を徹底した一般財団法人とします。

#### (2) 一般財団法人移行後のまちづくり公社について

##### ① 本市における公社の基本的な位置付け

今後も公益的性格をもつ本市出資法人として、本市のまちづくり施策を補完するまちづくりのパートナーとしての役割を担う機関として位置付けます。

- ・ 現法人の寄附行為に規定する設立目的・事業を、新法人の定款に引き継ぎます。
- ・ 現在実施している公社の事業は継続して実施していきます。

##### ② 一般財団法人への移行による効果

一般財団法人への移行により、時代の流れやまちづくり施策における多様な要請にも対応していくことが可能となります。

##### ③ 今後の本市の関わりについて

一般財団法人移行後も、まちづくり公社が、非営利の本市出資法人としてこれまで果たしてきた本市まちづくり行政における補完的な役割を更に積極的に果たすために、安定的な経営基盤を確保し、各種事業を通して本市の良好な都市環境の形成に寄与していけるよう、今後も適切に関わっていきます。

#### (3) 今後の新法人への移行スケジュール(予定)について

平成24年9月 行政庁(神奈川県知事)への移行認可申請  
平成25年3月 行政庁(神奈川県知事)の移行認可

**平成25年4月1日 新法人「一般財団法人 川崎市まちづくり公社」への移行**